

選挙管理委員会
からのお知らせ



4月25日は 衆議院議員補欠選挙の 投票日です。

山中貞則議員逝去に伴う
補欠選挙です。

山中貞則衆議院議員の逝去に伴い、衆議院鹿児島県第5区選出議員補欠選挙が実施されます。

■今回投票できる人

年齢：昭和59年4月26日までに生まれた人

住所：平成16年1月12日までに大崎町へ転入届を出し、引き続き町内に住んでいる人

■投票時間

午前7時から午後7時です。ただし、次の投票所は時間が異なります。

※午前7時から午後6時の投票所。

第8…立小野公民分館

第12…水之谷公民館

第15…上別府公民館

第16…岡下公民館

■投票する場合は

投票所に『投票所入場券』を持参してください。投票所入場券は集落発送または郵送いたしますが、投票日が近くなっても届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

万一、入場券を紛失しても投票できます。当日、投票所の係

員に申し出てください。

■期日前投票

◎対象

投票日に出張や仕事、旅行、

病気等のため投票所で投票できない人

◎期間

4月14日(告示日の翌日)から4月24日まで

◎時間

午前8時30分から午後8時まで

◎場所

役場2階選挙管理委員会(期日前投票所)

◎方法

『投票所入場券』を持参してください。

※詳細は次のページを参照ください。

■不在者投票

◎対象

投票日に病気等で入院中の人や期日前投票の期間中他の市町村に滞在中の人などで、指定病院や他の市町村選挙管理委員会

で投票したい人

◎方法

入院中の人は病院等へ、それ以外の人は選挙管理委員会へお問い合わせください。

大崎町の合併についての意思を問う住民投票

5月16日に投票、 即日開票

『曾於南部地区(松山町、大崎町、有明町、志布志町)』か
『単独(大崎町)』か

地方自治法第74条に基づく条例制定の直接請求により議会で可決された住民投票が5月16日に執行されます。

◎目的

合併問題について、町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすることにより、将来の町民の福祉向上に資することを目的とする。

◎投票できる人

満20歳以上で大崎町に引き続き3か月以上住所を有する人(永住外国人含む)。

ただし、公職選挙法第11条第1項に規定する人を除く(禁錮以上の刑に処せられた人など)

※永住外国人は登録の申請が必要。(申請期限・5月9日)

◎投票の方法

選択肢欄のいずれかに『○』の記号を1つだけ書きます。

◎投票運動

自由であるが、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、または不当に干渉されるものであつてはなりません。

◎投票および開票

公職選挙法に準じて行います。

詳しくは、大崎町選挙管理委員会へ